

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対するパブリックコメントで寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

<実施方法>

- ・意見募集期間:平成28年4月11日(月)から平成28年5月13日(金)まで
- ・告知方法:経済産業省・環境省ホームページ、電子政府ホームページ及び記者発表
- ・意見提出方法:郵送、FAXまたは電子メール

<意見提出数>

整理された意見数 3件 【内訳】 企業1件、個人・その他2件

番号	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	<p>廃発炎筒の混入が加えられることは、破碎工程での火災事故防止や危険物除去の観点からも賛成である。</p> <p>一方で、廃発炎筒に起因するシュレッダー機内の火災事故を省みて予てより廃発炎筒の事前回収物品化を強く求めており、今後も引き続き合同会議において事前回収物品化の法制化に向けた検討を希望する。</p>	1件	<p>審議会報告書において記載されているとおり、廃発炎筒については破碎業者の設備上の対応状況に応じて危険性が変化することや、破碎業者から解体業者へ取り外しの要求がなされた解体業者においては取り外しがなされているのが大半である。</p> <p>これらの状況を踏まえると、廃発炎筒は事前回収物品にして一律に回収を義務付けるのではなく、解体業者と破碎業者の交渉により、廃発炎筒が必要に応じて取り外しが適切に行われるような環境整備を行うことが望ましいと考えられる。</p>
2	<p>省令案概要の2.(3)の最後の段落の3行目「自動車リサイクル制度の評価・検討に関する報告書」は「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」ではないのか。</p>	1件	<p>貴見の通り、「自動車リサイクル制度の評価・検討に関する報告書」(平成27年9月)については、「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を指しております。</p>
3	<p>省令案新旧対照表の改正案の第十三条、第十五条の傍線部分のうち「異物が混入し又は発炎筒が残置され」については「異物又は廃発炎筒が混入し」と規定するほうが適当だと思います。理由は、「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の第3章2.(3)丸数字3 廃発炎筒への対応の強化に「解体自動車の引取を拒める理由に廃発炎筒の混入を位置付けるべき」旨の記載があるので、その提言内容を踏まえた改正を実施するのが適当と考えられるから。</p>	1件	<p>道路運送車両の保安基準の定めにより、自動車に発炎筒を含む非常信号用具を備え付けなければならないとされている。</p> <p>これを踏まえると、外から混じる意味を含む「混入」でなく、元から備え付けられ残っていることを意味する「残置」がより適切な用語であることを踏まえて、「残置」としている。</p> <p>なお、当該車両以外に備え付けられていた発炎筒が当該自動車内部にあった場合、「異物」の混入として、引取り拒否の正当な理由にあたります。</p>